

竹原市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年竹原市条例第62号）による乳幼児等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	竹原市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	竹原市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年竹原市条例第62号）による乳幼児等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 竹原市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年竹原市条例第62号）による乳幼児等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	竹原市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年竹原市条例第62号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、（その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 市は、（乳幼児等）の疾病的早期発見と治療を促進し、もつて（乳幼児等の健やかな育成を図るため）、この条例の定めるとところにより、乳幼児等の医療に要する費用の一部を乳幼児等を養育している者に支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		竹原市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年竹原市条例第62号） 竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則（昭和48年竹原市規則第37号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	竹原市乳幼児等医療費支給条例第4条第1項 竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第3条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に 係る事実についての審査に関する事務	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第3条に規定する 受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事 務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	竹原市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	竹原市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	竹原市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	竹原市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項
-------	-----------------------	----------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第5条に規定する受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第5条（様式第1号）
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第5条（様式第1号）
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第5条（様式第1号）
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第5条（様式第1号）
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第9条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第9条に規定する受給資格の変更に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第9条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第9条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第9条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則第9条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考

届出情報

届出日	2025年01月09日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年09月30日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	8
保護評価書の名称	乳幼児等医療費支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%AB%B9%E5%8E%9F%E5%B8%82&ev_name=%E4%BB%9B%5E%85%90%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=27&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=27&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	